

## 厚生常任委員会審査結果報告書

当常任委員会は、令和7年2月26日の本会議において付託された令和7年度の諸議案について慎重審査の結果、次のとおり議決したので報告する。

- 1 定県第1号議案 令和7年度神奈川県一般会計予算については、多数をもって次の1の意見を付け原案のとおり可決すべきものと決した。
- 2 定県第53号議案 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款については、多数をもって次の2の意見を付け原案のとおり可決すべきものと決した。
- 3 定県第13号議案 令和7年度神奈川県国民健康保険事業会計予算については、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した。
- 4 その他の議案については、原案のとおり可決すべきものと決した。

### 意見

- 1 予算案の中には、地方独立行政法人移行準備費として、6億4,359万9千円が計上されているが、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構が予定している令和8年4月の設立まで、あと1年となることから、着実に準備を進めていく必要がある。とりわけ、法人職員の確保は、最優先の課題であることから、多くの方が、法人の目指す新しい福祉に共感し、喜んでこの法人で働くことを選んでもらえるよう、すみやかに職場環境を改善するとともに、予算を有効に活用し、計画的な採用活動により、法人設立までに必要な質の高い人材を確実に確保し、また、職場定着を図るため適正な人材配置や組織体制の構築などの取組を進めること。
- 2 定款案には地方独立行政法人法の規定に基づき、理事長は、知事が任命するとされているが、法人運営においては、その能力と資質が極めて重要となる。そのため、理事長については、これまでの議会での議論を踏まえ、法人の設立目的を十分に理解するとともに、神奈川県が目指す当事者目線の福祉を実践するために必要な見識を有し、コンプライアンスに対する意識が高く、利用者や家族、職員からの信頼を基礎とし、リーダーシップを発揮できる者を透明性を確保し任命すること。

令和7年3月18日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

厚生常任委員会委員長 田村 ゆうすけ